

平成28年（2016年）12月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成28年12月 6 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成28年12月14日（水）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会 計 管 理 者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村 吉伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	久保 建作	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 長	村島 昶郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	宮原 俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村 能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 東 清剛	14番 平野隆久
----------	----------

議事の顚末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津充議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

玉津充議長

本日の日程については、お手元に配付しました、議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第 1

玉津充議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 東 清剛君

14番 平野 隆久君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

玉津充議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日の質問者は、3人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを、残り時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問は、全て質問席から行うことを許可します。最初に通告した全ての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、11番 奥村武生君の発言を許します。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、3番の質問につきましては、時間上、次回としたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

1番、損害賠償事件について、町長は、損害賠償金0円をめざすという趣旨のことを言ったと認識をしておりますけども、町長自身、どのように最善を尽くされたとお考えでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。一般質問、2日目ということで、よろしくお願い申し上げます。

最善を尽くしたかということでございますが、弁護士の先生方とともにですね、賠償額に根拠がない、そういうことで我々は最善を尽くしてまいりました。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

町長にお尋ねします。

裁判でですね、裁判というのは、証拠の世界ですので、裁判で一番証拠能力のあるのは、何であるとお考えでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々、現実的にどういうことが行われるかということのをですね、しっかりと調査して、それを準備書面にまとめるわけなんで、そういったことを積み重ねるということしか言えないように思いますが、議員のほうから、ご指摘があったら、よろしくお願いします。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

簡潔に申し上げます。

裁判で一番証拠能力のあるものではですね、証人尋問なんです。準備書面というのはですね、被告、原告の主張にすぎないんですよ。基本的には、証人尋問に晒されて、初めて証拠能力が出てくるもんなんです。

そういう点ではですね、原告側が一番の当事者が出たにも関わらずですね、当町にとっては、首長が証言に立つべきだったと、私は思うんですけども、これは裁判官の心証の上から言ってもですね、重みとか、存在感が、まったく違ってくるのです。

その点で、私は大変残念だったと思います。これはもう回答は要りません。

次に、鶏舎問題を質す。

先日、住民各位から、三戸川の環境資源について、問題を提起されました。先日というのは、10月27日ですけども、このような問題が、なぜ起こったのか。そして、過去に臭いやハエ等についての苦情があったと聞いておりますけども、どのような問題があったかを、お聞きいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

鶏舎問題ということで、お答えをさせていただきます。

これはですね、以前、廃業された方がですね、いろいろな問題を起こしてきて、環境に負荷を与えてきたという、これがですね、その当時の、その時のですね、いろいろな会議、説明会ですか、の中でお話が多く出たと聞いております。

また、過去の苦情等につきましては、担当課からご説明をさせていただきます。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

尾上壽一町長

すいません、環境のほうでお願いします。

玉津充議長

失礼しました、玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

環境管理課におきまして、地区の区長さんからの相談についての記録が残っております。内容は、ハエが多く不快に感じている。ハエは通常とは、種類が違う小さなハエで、卵を産んで数が増えて、被害が大きくなっていくという悪循環となっている。地区では、行政指導はできないのか、何とかできないのかという声があがっている。快適に暮らせるということが、どういうことか考えてほしいという趣旨の相談が、平成25年9月にございました。

また、26年5月には、以前は、取り壊された鶏舎は、ひどい状態で、大雨の日は、川に糞が流れて、川が変色することもあった。建物に残った少量の土で、ハエや蜂が増えているという可能性があるという点。

あと、さらに環境面では、梅雨の時期には、黒い蜂が増えている。生えている植物に関して、ほかの場所よりも大きいことから、鶏糞が混ざって、肥料となっているのではないかというご相談でありました。

それ以降、環境サイドに対してのご相談の記録は残ってございません。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

現在、その三戸地区の皆さんの要望に対して、どのような対策、対処をされてきたのでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課からご説明させていただきます。

玉津充議長

玉本環境管理課長。

手を挙げて、武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かにですね、現在は廃業している養鶏業者の鶏舎が建っておった場所につきまして、廃業後に悪臭とか、ハエ等の苦情があったというふうに、私どもも報告も受けてございます。

そういった中でですね、家畜排せつ物法につきましては、平成11年に施行されております。その後、経過措置を経て、平成16年に本格施行されているところでございます。確かに、過去の業者に関することにつきましてはですね、一部には時代背景等もございましたのも事実でございますが、確かにその行為につきましては、あまりにもひどかったことも事実でございます。

そういった中でですね、当時の環境管理課、我々農林水産課のほうも、業者に対して指導はさせていただきました。ただ、その法的な制約等もございまして、行政指導もなかなか行き届かなかった点もあったかも知れませんが、その後、廃業に至ったというふうにお聞きしております。

今後ですね、町といたしましても、こういったことが二度と起こらないように、事業者に対して指導も行い、また、地元との対話も、今後、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

町長に簡潔にお聞きしたいと思います。

赤羽地区の住民の願いは、なんでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民の願いというものは、鶏舎を抜きにしてですか。

環境に対してですね、やはり安全・安心な環境が欲しいという、環境負荷のない、例えば鶏舎ができるんであっても、そういったものをつくってほしいということではないでしょうか。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

地方公共団体ですね、責務というのは、これは地方自治法に書いてありますように、住民の命と健康、そして、福祉を守ることなんですけども、ざっくり申し上げますとですね、住民の期待に応えていくということなんですよ。応えていかななくてはならないということなんですよ、精査をしてですね。その点では、あまりにも、今までの紀伊長島も含めてですね、町時代も含めて、対応がいかがだったものかなという気は、私はしております。住民の皆さんの、その30年来のですね、苦悩っていうんですか。

そして、私が言いました、赤羽住民の願いというのはですね、私も三戸川へ、この問題をお聞きして以来、7、8回まいりましたけども、かつての清流を戻してほしいということなんですよ。すばらしい川です。これは銚子川の、俗称鍋谷川のずっと奥と、ほとんど遜色のない、私はすばらしい川だと思いました。

赤羽地区及び長島の住民の願いというのはですね、この清流を元に戻してほしいということなんですよ。この点については、どうでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど課長からも言いました、家畜の排せつ物法による影響が、そういったものがあったからだ、そのみならずですね、いろいろな原因もあるんですが、それが大きかったということを、議員はおっしゃりたいわけですね。

そういうことなんで、我々としてはですね、今度、新たな鶏舎についても、そういうことの起こらないように、努めていただくということで、運営協議会や、そういったものを立ち上げていただいて、しっかりとその鶏舎についてですね、我々といたしましても、今、お話ししましたように、環境負荷のかからないような鶏舎を建てていただきたいと、そういう思いでございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

町長でも、農林水産課長でも結構なんですけども、鶏糞の処理は、法的にはどうすべきかについて、お尋ねいたします。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。

基本的に、法的には、処理をするということでございます。ただ、現実的には、現実的と申しますか、現在のところですね、堆肥化を行うという処理を行った上で、商品化して出しておるというところでございます。

以上でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

昨日、県のほうへも確認いたしましたけど、堆肥化して処理をするか、あるいは焼却処分ということなんですよ、県の考えではね。

それで、町長、課長も是非、認識していただきたいのはですね、こういうふうに山を割って、谷を割って、山を割って谷ができて、そして、川ができていますよ。そして、川が上流から下流へ来ていると。そうすると、その周りのですね、いろんなものが、雨に浸透してですね、川へ流れてくるんですよ。

だから、この川をきれいにしようと思ったらですね、周りの今までのいろんなものを、これをきれいにしなければならないと。これはある人からも指摘を受けたんですけどね、川があるということは、川へ全てのものが流れ込んでくるということなんです。川をかつての三戸川に戻そうと思うと、周りのいろんなものをさらえないかんという部分があるんですよ。

それで、私が聞いたところでは、かつての未処理の部分が、2年前のすごいハエというのはですね、臭いと、かつての廃業された方の、鶏糞等が野積みをされていて、それがすごいハエや臭いを生んだのではないかという、疑問を呈しておられるわけですけども、その辺については、どこまで調査が進んでいますか。当時、さらえたのか、あるいは、そのまま残したのか。その辺について、お聞きしたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長のほうから答弁いたさせます。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

議員ご指摘の箇所につきましては、1つは廃業した養鶏業者の鶏舎跡地で、現在、太陽光発電用地になっておる箇所ではないかというふうに考えております。その箇所につきましてはですね、現在、他の所有者となっておりまして、現在、調査ということは、なかなか難しいのではないかなというふうには考えてございます。

ただ、私どもが聞いた話の中ではですね、現在においては、ハエの発生はごく少なくなったということも、お聞きしております。確かにですね、議員おっしゃられるとおり、河川の流域の中に、そういったものがあれば、うんぬんということがあろうかと思えます。

ただ、現実問題といたしまして、鶏糞は有機物でございます。自然界の中では、分解されるということも、ある意味、事実でございます。そういった中でですね、我々も今後においても注視していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

有機物であるので、分解されるだろうということは、私は逃げだと思うんですよ。これは、答弁は要りませんけれども、私はやっぱり県とも連携をしてですね、法的措置、代執行をしてでもですね、本当に地方公共団体としての、その責務を果たしてですね、赤羽の皆さんの要望に応じていくとするならばですね、これは代執行してでもですね、過去の負の遺産を、私は一掃すべきだと思います。

そしてですね、次に、どれだけの、一時的であろうと、鶏糞を移動して埋めたと。その時に、私の聴き取りに対してですね、役場のほうはですね、ダンプ10杯だというふうに答えたんですよ。

それで、非常に日にちも、7月の下旬から8月上旬という、割とというよりも、かなり曖昧な部分がありましたので、私は県の保健所へ通告をいたしまして、県の保健所が、農林水産部門と一体となってですね、立入調査をしたはずですが、これは。その結果、

出てきたのはですね、10トン車20杯だったんですよ。このようなですね、行政の聴き取りに対してですね、非常にええ加減なことを言っておったわけですよ。こういうところは、やっぱり私はですね、こういうところへ、やっぱり補助金を出すのは、私は間違いだと思いますよ。

それから、なおかつですね、下流に、水源地の10m及び20mのところですね、うちの上水の取水口があるわけですよ。そうすると、その上流にですね、160トンものをですね、かなり上流とはいえ、160トンもの鶏糞をですね、3カ月も4カ月も埋めておくということ自体がですね、これは違法ですよ、これは。これ断固処分をするべきだと思いますよ。

その辺について、町長のお考えをちょっとお聞きします。簡潔で結構です。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水源地のほうのですね、何キロか離れていると、私は認識しているんですがね。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

上流なんでしょう、そこはね。水源地の上流になるわけでしょう。離れていたとしても、伏流水が蛇行するんですよ。だから、もう危険極まりないですよ。砂利の、その突き破っているところへ、取水口を設けておりますけども、そこに至るまでに、起伏があるんですよ。一旦、表流水になって、また、伏流水になる場合も出てくるんですよ。

だから、伏流水のカバーしている砂利の下へ、下の上だといったとしてもですね、そこに降った雨によってですね、これは伏流水になることもあり得るんですよ。そして、そのものが取水口に来るということは、もう明らかなんですよ。そのことをご指摘申し上げておきます。

それから、次に先般の臨時議会において、私は鳥フルエンザが起きればですね、壊滅的打撃を受けるというふうに申し上げました。これは、三重県でも、実は2箇所で行っているんですよ。この辺についての、このことについても、ご存知でしょうか。

玉津充議長

奥村議員、鳥インフルエンザですね。

11番 奥村武生議員

そうです。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀宝町と南伊勢ではないかと思います。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

そこはですね、何年かご存知ですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長よりお答えさせます。

玉津充議長

武岡農林水産課長

武岡芳樹農林水産課長

平成23年であったというふうにお聞きしております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

このようなことも、今、東山動物園で起こっておりますけどもね、このようなことが起こりうることも、あり得るんですよ。

だから、水源地の上流にですね、大量のこういう事業を行うということはですね、ある面では、危険極まりないというふうに、私は思っておるんですけども。起こった場合については、危険極まりないと思うんですけども、それについてのお考え、町長の。

そして、起こった場合の処理の方法について、2点について、お聞きします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

鳥インフルエンザの問題でございますけど、このことにつきましてはですね、我々はいつも県と相談しまして、埋却と焼却が処分的にはございます。そういった部分をどうするかということを、今も詰めておりますし、以前に、23年に起きた時からですね、ずっといろいろ検討しております。

そういった意味では、県と今、協議中というか、現時点でどうしようかということの、最終的な結論はありませんが、議員ね、1点だけちょっとお話をさせてください。

鳥インフルのね、今、三戸のお話ばかりしていらっしゃいます。このクラスター事業はですね、ウィンドレス化をしまして、こういった臭気の問題、それからですね、鳥インフルエンザの予防、防疫ですね、そういったものに大変有効でございます。今、現時点で、紀北町にないものを、ゼロからするのであれば、また、議論も違ってまいりますけど、今、産業として根付いている中、養鶏業者の方もですね、鳥インフルエンザや、自分自身が与えている環境負荷というの、認識しております。

それらをですね、どうやって改善すべきかということで、この事業に取り組んで、これは国からも補助金が出ますけど、大半がやはり事業者が出します。そういったこともやるということですね、事業者もその環境負荷のことを、真摯に捉え、それからですね、鳥インフル等の防疫ということも捉えております。

環境負荷という意味では、今現時点の加田地区での環境負荷が、大変、大きな問題になっているのは、議員もご承知だと思います。それを加田地区においてですね、改善できる余地はございません。広さの問題とか。そういったものからすれば、産業としているものを、ゼロにしろというんなら、話は別なんですけど、やはり、それを改善するための、今回、事業でもあるということを確認していただきたい、そのように思います。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

承っておきます。

とは言えですね、現在のその業者がですね、三戸で営業して、10年ぐらいになるんですか。確か10年以上になると思うんですけども、だから、町長は真摯な対応と言われるんですけども、真摯な対応をしておればですね、2年前の異常なハエや、その前業者のことばかりじゃないというふうに、私は認識しておりますけども、どうもそのように聞いたりしておりますけども、それはともかくとして、数カ月もですね、真摯な対応、

真摯な姿勢であればですね、数カ月もそのような、私は埋めたりはしなかったと思いますよ。その点で、私は非常に行政に対して疑問を持っております。

それから、申し上げませんが、町長にも、即刻、申し上げましたけども、そして、当時の議長にも申し上げましたけども、由々しき事態も起こっているわけですよ。これが断定されればですね、罷職に出してもいい問題なんですよ。

次の質問に移ります。

上里の土壌処理施設を質す。町長に、まず伺いたいします。平成15年にですね、土壌汚染対策法ができ、そして、22年にですね、平成22年だと思いますけども、発令が平成14年5月29日、最終改正が平成26年6月4日付けで、改正がされているんです。この土壌汚染対策法は、どのような形で、改正されたのかについて、お聞きいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、そもそも論からお話をさせていただきたいと思います。

土壌汚染という、この法律なんですけど、これはですね、土壌の特定有害物質による人の健康にかかる被害の防止に関する措置を定めること等によりまして、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とするということでさせていただきまして、23年の法改正のところ、自然由来による汚染も土壌汚染の対象となったというような、大きな改正点だと思います。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

通告はしてなかったんですけど、さすがですね、町長。

答えられないのではないかというふうな、気もしていたんですけども、申し訳ありません。

失礼いたしました。

まず、昨日も、副町長にちょっとお話したんですけども、業者が県へですね、3回以上ですね、こういう事業をしたいのでということで、どういう書類云々のものについて聞きに訪ねて行っておるんですけども、それはいつかは掌握していますか。副町長もやっぱり県から来ておるわけですから、情報は当然入っていると思うんです。

玉津充議長

竹内副町長。

竹内康雄副町長

お答えいたします。

県からですね、業者はですね、県のほうに行ったのは、何時かというご質問だと思いますけれども、ソイルテックジャパンが県へ、汚染土壌施設のですね、許認可の協議で、三重県のほうへ出向いた旨ですね、県からそういったことがあったという連絡を受けましたのは、昨年の8月が初めてでございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

業者の方がですね、水道課へ水源保護条例の関係があるということで、訪ねてきたというふうに、昨日の質問の中で、お聞きしているんですけども、その時に、水道課と業者と、その場に元議員も居たというふうに、お聞きしたんですけども、場所はどこでですね、そして、水道課というふうにしかなかったんですけども、これは水道課のどなたが立ち会ったのか。

それから、当然、こういうシビアな問題になりますと、当然のごとく、記録として残っているはずなんですけども、このことについて、詳しい説明をお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道課長より答弁いたします。

玉津充議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

お答えいたします。

はじめてお会いしたのは、28年3月でして、水道課のほうにですね、はじめての業者さんということで、元東篤布議員と一緒に来られて、紹介をしていただきました。その時の話は、まだ今後の予定といたしますか、まだ、平面図ができておるぐらいでして、そして、また水道水源の保護条例から言いますと、取水量も、また排水もしないという

ことでしたので、そういった話を伺いまして、今後、県のほうに、許認可が県ですので、県のほうに設計書等ですね、申請をして進めていくという中で、我々としましては、技術的なそういう取水量とか、排水について、きちっとした設計で、申請がされておるかどうかというのを、県を通じてですね、確認をさせてもらうということで、ご了解をいただいております。

その時はそういった話で、30、40分で終わっております、以上です。

すいません、答弁漏れです。

水道課のほうの、受けたのはですね、私と課長補佐が聞いております。あと業者さんのほうは、ソイルテックさんと、それから元東篤布議員と2名でした。

以上です。

11番 奥村武生議員

答弁漏れがあります。

その記録があるのかどうか。

玉津充議長

記録が残っておるかという答弁をお願いします。

玉津充議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

記録と申しますか、時系列で、その時の模様をですね、記入しております。

場所はですね、水道課の事務所で受けております。

以上です。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

個人的には、その業者と当時の議員が一体となって来るというのは、私はいかなものかと思えますけどもね。圧力になりますよね、議員が入れば、そういうことについては。

それから、その3月11日、その後のちょっと経過を、ちょっとお願いしたいんです。

玉津充議長

久保水道課長。

久保建作水道課長

その後の経過でございますけど、5月23日と5月31日、これは水道課のほうですね、水道水源に関係した説明を受けております。井戸ポンプの容量とか、そういった形での説明を受けております。その2回のみです。

以上です。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

昨日の質問でも、町長はですね、理事者、町長、副町長はじめ理事者はですね、その守秘義務に関わるというふうにおっしゃったんですけども、私は県へですね、当初は当然のごとくですね、どういう書類を用意したらいいのかとかいうふうな話だったと思うんですよ。はじめの1回目はね。県へおみえになったのは。尾鷲のほうは3回、担当課が県へ出向いているみたいですけども。

それで、私は、守秘義務にかかわるのかどうかというふうにお聞きしましたらですね、県の環境課、某幹部はですね、守秘義務にはあたらないと言いましたよ。あなたは、副町長は守秘義務というふうに、盛んにおっしゃってましたけども、これは県がそのように判断したのか、あなたが判断したのか、どちらかなんです。どちらなんですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは守秘義務という言葉も、言葉の流れの中で、私の昨日の答弁の中の流れの中で、守秘義務という言葉も使いました。その県のはですね、某なんですか、幹部ですか、が聞いたというんですか、それじゃあ、聞き返してやってください。

県の情報をどんだけでも、しゃべってもええのかという話。それで、いいって言うんだったら、私はこれからもですね、途中のものも、どんどんしゃべり出します。ただね、そうすれば信頼感も、勿論できませんし、守秘義務という言葉を使ったのは、そういった流れの中で、やっぱり我々としては、今の段階では、お話できないですよという言葉の中で使っておりますんで、私はその某幹部のお話は、おかしいなと思いますけどね。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

少なくとも、こういう申請に来たということは、私は当然のごとく、当町の県会議員なりですね、あるいは当町に、本庁から来ている副町長なりにですね、当然、簡単な経緯というのは、私は入ったと思いますしね。入ってなければ、これは、私は県会議員も含めて、私はなめられていると思いますよ。

それで、少なくともですね、3月11日に、今、いった水道課へ、水源保護条例の関係もあって来ておるわけですから、遅くともですね、そのことが議員、あるいは該当の区長にですね、私は話しすべきだったと思いますよ。

いろいろな私も、上里地区を含めての、その集会に、お聞きしまして、質問ができなかったもんですから、その後、いろいろと時系列について、いろいろと調べた結果ですね、早い段階で、こういうことがわかっておればですね、また中身も私は違ってきたと思います。これは個人的な考えですけども。

町長は、少なくとも、遅くとも3月11日にはですね、理事者は、これは、私は報告すべきだったと思いますよ。町長は、この問題は、私は1人では背負えないと思いますよ。私は、これは、町長は反省していただかないと、いただくべき筋合いのもんだと思うんですよ。

そして、次にですね、何故ここにですね、東紀州に大量のですね、土砂なり残土なりですね、あるいは汚染土壌を処理するための、汚染土壌がですね、入ってくるのかということについて、町長でも結構です、副町長でも結構ですけども、お答えいただきたいんですけども、考え方を。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これもね、残念なお話ですが、基本的にはですね、業の生業を、許可をもらってやっていることだと思います。そして、埋め立て等、また仮置きなのかわかりませんが、それも、一応、法の枠の中に入っているということで、県のほうもですね、今、容認しているのではないかと考えております。

異常なことがあれば、県のほうは、もちろんご指摘いただくことだと思いますし、この問題もですね、先ほど答弁しなかったんですけど、答弁要らないようなお話なんですけど、県のほうからお互いが、そういう行政としてのことがあるんで、そういうお話を

していたんで、それを業者のほうへは、県から伝えていただいております。

ただ、情報はですね、その後も、いろいろといただいていたけども、結局、そういう資料にしても、まだまだ不十分なものが、いっぱいございまして、そういうものを我々は県とお話しながら、県から業者へ伝えていただいたというのが、昨日の流れです。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

町長は、過去の経緯を、やっぱり教訓を、やっぱり生かしていないんじゃないかと、生かしきれてないというふうに、私は思いますね。これは理事者サイドも、それで水道課においてもですね、あるいは議員においてもですね、失礼。

玉津充議長

奥村議員に申し上げます。議場内での携帯持ち込みは禁止されておりますので、もう1つ、議場内では、議員バッジを着用することになってますんで、今後、十分注意してください。

それでは始めてください。

11番 奥村武生議員

この水源保護条例の規則のほうにですね、前2号に掲げるもののほか水質を汚濁させ、また水源の枯渇を伴うおそれのある事業であって、規則で定めるものとある以上ですね、これは当然のごとく町長の考え次第で、審議会にかかる筋合いのものなんですよ。

だから、町の水道課へ来た時点ですね、これは水源保護条例にかかるんだというふうに、町長が判断されればですね、その時点ですね、ただちに、その区なりですね、議会に報告があつて、私はしかるべきだと思いますよ。

そしてですね、先ほどの質問の内容に入りますけども、何故ですね、当町に持つてくるのかということについての明解な言葉は、回答はなかったと、私は思います。これはですね、極論を言えば、残土条例なるものですね、できている県もあるんですよ。だから、そういうところへは、持ち込めなくなってですね、条例の緩いですね、三重県へ持ち込んで来ているんですよ、残土については。

東紀州については、町長、環境資源が私は全てだと思うんですよ。漁業環境、漁業資源、川の資源、山の資源、こういうところへですね、この環境自然が、私は、その環境

資源が観光資源も生み出しですね、町長のおっしゃるような200万来訪者とかですね、あるいは地方創生事業に深く関わってくると思うんですけども、この環境資源そのものが大切であればですね、どのような今後、今回の汚染土壌も含めて、どのような対策をお考えでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にね、昨日も何度も言ったんですが、法令、ルール、そういったものに従って、我々は行動しなければいけないという中で、過去のというのは、最近まであった損害賠償事件のお話ではないかと思うんですが、私それで十分勉強させていただきました。

行政の立ち位置の間違いが、結果的には、町として7,000万円、それから裁判費用等をかければ、億を超えるお金の支払わなければならないということになりました。そういうことからですね、勉強は本当にさせていただきました。そういう中で、行政としての立ち位置が大事やと。一步間違えると、そういう裁判になるよという話が、結局、議員がおっしゃった、1問目のですね、最善を尽くしたかということで、そこも十分踏まえた上でやっております。

そういうことと、あと県のほうの条例、町がですね、法に、命を、水を守るというなら、話は別ですが、この土だめですよ、あの土だめですよという条例は、難しいのではないかと、私は考えております。そういうことで、県のほうへもですね、こういった土壌等、県外から持ち込まれるものについて、一考していただきたいというようなお話はさせていただいております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

強い要請をやっぱりしていただきたい。これは一旦、県でも検討したことがあるんですよ、残土条例につきましては。ところが、いろんな各事情で中断になったままになっておるんです。だから、推進をしていただきたい。

それから、一般廃棄物というのは、町内で出たものについては、確か町内で処理することでしたよね。そうですね。私は産業廃棄物についてもですね、これは前の奥山町長時代の時も申し上げましたけども、産業廃棄物についてもですね、地方公共団

体で出たものについては、該当する地方公共団体でつくるべきだと、処理すべきだという、これは条例をつくるべきだというふうに、私はあの時も申し上げました。

この条例を、その時につくっておればですね、このようなことにならんのですよ。町長は、こういう私が言ったことは、極めて重要なことなんです。産業廃棄物等については、地方で、紀北町で出たものについては、紀北町で処理する。そういうふうな条例をおつくりになる考えはありますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういったものはですね、議員、産業廃棄物処理法の中で、排出業者がそれぞれの法律に沿った処分をするという話です。一般廃棄物は町民とか、そういったものを、我々は市町で処理をしなければいけないという話なんです。法律の中でくくられていることとございまして、そして、そういった処分場をどんどんつくれということは、それぞれに対応した処分場が、町内になければいけないということになります。

そういうことはできないし、そういうものがどんどん町内に建つということですね、逆に町外から来てくださいという話にもなろうかと思えます。町内だけのものを処理するということは、非常に難しいと思えます、そういう条例で。そういう産業廃棄物処理法とか、この土壤汚染法なんかはですね、大変複雑で、それぞれのことにあつて、細かく分類されているもんなんです。細かく分類された処理場が必要なんで、それを町でもって、町で町内のものを処理するということは、大変難しいと思えます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

このことについても、数年前、県とも話をしました。それで、町内でそういうふうな施設を、できない場合につきましては、県から他県へですね、あるいは県内でそういう処理をもっているところへ任すと。そういう協定を結んでやればいいんですよ。

町長の難しいという点については、承っておきます。

次に、最後の質問に、時間がございませんので、入りたいと思います。

引本湾にですね、相当前に、これも町長自身も、お聞きしたことがあるとは思いますが、自転車の古いのとかですね、2台とか3台とか、あるいは空き缶とか、いろん

なものが沈んでいるんです。そういうことが、その点がね、小漁師といわれる方々の、非常に商売をね、阻害しているんですよ。

この廃棄物を、今までは、当時の組合長の横井氏がですね、予算を、漁業組合の予算をとって、潜水夫を頼んで、とったりしていたんです。あるいは植林をせないかんということで、漁業資源を育てるのにね、川の、そういうこともやっていました。

玉津充議長

発言時間に注意してください。

11番 奥村武生議員

はい。この点について、是非、港湾をきれいにしていただきたいというのが、引本区民の切なる願いなんですけれども、その点について、お聞きいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の海洋投棄のような人工ごみですね、こういったものについては、漁協のほうともよくお話をさせていただきます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

お聞き、お話をさせていただきますのじゃなしにですね、鋭意やっていただきたいんですけれども、明解な答えをお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですからですね、そういった事例があるのか、また、そういった苦情等があるのかも調べた上で、漁協と、そういった投棄物についての、お話をしていきたいということでございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

海洋投棄は、次回、あるいはお見せしますので。それから、行政が判断したら、漁業

組合に対して、ほかの地域ではね、出してくださいと、要望書、出してくださいと。

玉津充議長

発言を止めてください。

11番 奥村武生議員

ありますということを。

玉津充議長

停止してください。

11番 奥村武生議員

終わります。

以上であります。

玉津充議長

これで、奥村武生君の質問を終わります。

玉津充議長

ここで、暫時休憩します。10時40分まで休憩とします。

(午前 10時 24分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

玉津充議長

次に、15番 中津畑正量君の発言を許します。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして、12月定例議会の一般質問をさせていただきます。

私は2点について、町長の考え方を、また、情報等を聞かせていただきたいと思いますと思いま

す。

1つ目には、地域公共交通網の見直しについて、公共交通といえば、いろいろな種類がありますけれど、12月末に唯一のタクシー会社が廃業するということについて、このタクシー会社さんが、随分、町民のお世話をしてきたというのが、よくわかります。

また、後で詳しいことも言いますが、会社のことではありませんが、町民の本当に期待はしていたということで、何とか続けてもらえないかというような、声が聞かれます。現状では、タクシーのない町になってしまいますが、町民の通院、買い物、通学等の生活に支障を来してくるのではないかと考えます。

前にも提案をいたしました、いこかバスやタクシー、デマンド交通の予約があった時のみ運転するような方法もあるが、これらは、いこかバスそのものが、やっぱりきっちと空白地帯も埋めていくということが、今の状況では、唯一の施策だと思いますが、町民の足を守る取り組みを、特に至急に進めていく必要があると思いますが、町長の考え方を伺います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、地域公共交通網の見直し等について、ご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、町内の公共交通機関について、お話をさせていただきます。まずは、三重交通株式会社様が運行する路線バス、尾鷲長島線、島勝線、それから南紀特急バス等、それから、紀北町が三重交通株式会社様に運行委託している、自主運行バスのいこかバス、廃止代替バス、河合線のほか、J R 紀勢本線と、今、おっしゃったタクシーがあるところでございます。

これまで、町内の公共交通の一端を担っておりました、町内唯一のタクシー事業者さんから、本年末で廃業する旨のご連絡をいただいております。先ほどから議員もおっしゃったように、大変この地域の皆さんの交通としてですね、ご努力していただきました。本当に御礼を申し上げます。

このタクシー事業者についてですね、継続の話等もいろいろさせていただきました。しかしですね、難しいというようなお話をですね、お聞きいたしております。今、町内にある路線バス、いこかバス等が運行しております。これからもですね、タクシーを利

用していただいた方が、たくさんございます。そういった不安はですね、議員がご指摘していただいておりますが、我々もこのお話をお伺いした時に、ごめんなさいね、ちょっと喉が、本当に我々も不安というか、どうすればいいのかということを考えていたところでございます。

ただ、町において、タクシーと同じようなですね、運行形態をするのは、なかなか難しいということは感じているのも事実でございます。利便性の高い、町内の公共交通を確保することは、高齢化が進む本町にとって、重要かつ今、議員おっしゃったように、早急に対処しなければならない施策であると考えております。

いこかバスの運行体系の充実や、今、お話にあったような、さまざまな移動手段、これをですね、考えていかなければいけないと思っておりますので、これからも、公共交通体系を十分精査しながら、公共交通の確保に努めていきたい、そのように思います。

以上です。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

考え方としては、町長とそんなに私は変わらないです。ただ、タクシーがなくなるということは、もう少し言わせていただきますと、夜遅く町民の方から電話がかかってきて、何とか続けてもらうように、町長にも一働きしてもらえんかという話もありました。

しかし、それは個人の事業主さんですから、なかなかそれは公式には無理だと思えますけれども、本当にそれだけ期待しておる。ほかの辞めると、廃業するんだという声が聞こえたら、やっぱり他の人も、タクシー辞めるんやってな、というような感じで、非常にお世話になってきたし、これからもやっていただけたらと思ってはおりましたけど、辞めることについては、いろんな事情があろうかと思えます。

しかし、いこかバス等の路線と、外れたところにも、随分、体の弱い人、マイカーを持っている若い人は別にしても、あまりそんなにタクシーを使わなかったかもわかりませんが、高齢者の人は病院へ行ったり、買い物に行ったり、そういう意味では、本当に自分の運転手付きの車みたいに、利用しておった、そういう方も、私も見ます。

しかし、その数は本当に年々少なくなっていって、非常にそういう意味では、タクシーの経営も大変だったんだろうなと思えます。本当に困っている人が、なんの手も差し出すことができない、我々は本当に、これは、いこかバスの空白地域も含めてですね、

これから、住民の付託に応える、困っている人の付託に応えていく。その姿勢が、私も20数年前に、旧町の時ですが、こういういこかバスじゃなしに、福祉タクシーということで、いろいろ前町長にもお世話になって、何回もこの協議をしながら、やっとか福祉バスを走らせながら、試験運行しながら現在まで来ております。

その歩みというのは、なかなかすいすいと進んだわけではありません。それだけ空白地域も、今なお現存しておるのが現状でございます。タクシーの会社が辞めるということについては、本当に困ってしまう人が、これから、たくさん声も出てくるんだろうと思います。ただ、それだけではなしに、もう1ついろいろなショックがあります。

平成29年3月12日、来年の3月12日から施行される、道路交通法の改正によって、75歳以上の高齢者は、認知機能検査を受けて、厳しい罰則等も計画されております。医師から診断で、認知症のおそれがあるというような時には、免許証の取消、また、停止になるというものです。

高齢者のドライバーによる、ブレーキとアクセルの間違い、また、高速道路への逆走等で、子どもたちを巻き込んだ、痛ましい事故が連日のように報道されております。免許の自主返納も話題に、話の中に、町民の中にも、ちょこちょこ聞くようになりました。その被害者の気持ちを考えると、本当にこういうことも必要なのかなと、私も思います。

免許を返納したくても、返したくても、実際には、特にこの町の中では、あまりないですが、こういう赤羽地区とか、三野瀬地区とか、そういうところでは返納してしまったら、免許証を返してしまったら、本当に生活が成り立たないんですと。

それで、どうしても車に頼らざるをえん、そういう状況の中で、この今回のいこかバスそのものの充実を、やっぱり町長はきちっと受け止めてですね、是非、スピードを持って、空白地域の走行を考えていく気があるのかどうか、そこら辺の答弁を求めたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この問題につきましてはですね、いろいろな角度から捉えなければいけないなと思っております。いこかバスの充実ということもございます。これは以前からも、お話しているように、既存の三重交通等の問題等もございますんで、難しいなと思いますが、まず、私はですね、こういった市場が1つ、民間の方からのお話なんです、市場が1つ

大変厳しいながらも空きました。

だから、そういった部分のですね、営業をされる方が現れるのか。そういった、また、福祉タクシーの充実をすることによってですね、免許がないということは、一定の要件等にも入ってきたり、足が悪いというと、福祉タクシー等も使えることになりますんで、そういった部分のですね、障がいの程度の方は、そちらへ移行できる。もちろん交通弱者全体ですね、公共交通を考えていかなければいけないと、そういう観点からも、いろいろと考えていきたいということで、担当ともお話ししているところでございます。

ただ、今、民間の方がお辞めになるということでですね、民間の動きも見er必要があるのではないかと思っているところでございます。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

町長のお言葉ですが、この自治体、紀北町というところは、やっぱり町民の足を守っていくという、責務があると思います。ですから、実際にはですね、いろんな福祉タクシーもあります、人数的には、やっぱりいこかバスを使う人が、本当に困っている人しか使わない。経済的にも大変な人が、使うというのが現実であります。

そういう意味では、そういう河合線なんかにしても、本当に乗車率が、本当に悪い状態になってきておりますけれど、だからといって、このバスをとってしまっ、それだけの予算を使ってですね、走らせるかどうかというのは、私は疑問に思います。今の状態でこそ、何とか走らせていけるというような感覚でおりますが、このように、私は道交法の改正も含めて、また、タクシーさんの廃業について、何も会社には責任はありませんし、むしろ感謝しているところでございますが、こういうように、2つの大きな要点が重なってきた。これからはどういうふうにして、町民の足を守っていくのか。弱者の、交通弱者の足を守っていくのか、そこは今までと違った、大きな要素になってくると思います。

そういう点で、再度、町長の考えを聞いておきます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

河合線とか、いこかバス、利用率もそんなに高くないのも事実でございます。そうい

う中で、いこかバスがですね、約3,000人、河合線が約5,000人ぐらいですね、使っているわけなんです。これも公共交通の一環として、大変、有意義な使い方をしていただいている、そのようには思います。

町民の足を守るというのは、大変、重要なことで、公共交通会議等もですね、いろいろ開きながらやっているわけでございます。そういった意味からすると、方向性はね、議員とまったく変わらないと思いますんで、それを、どう工夫していくかというお話だと思いますんで、我々もしっかりとやっていきたい。そのように思います。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私もちょっと用意はしたんですが、交通会議の関係ですけどね、ここら辺は、15人のメンバーで、会議をされると思いますが、この構成の中では、特にいこかバス、河合線の委託の問題も含めてそうですが、そのバスもそうですが、この交通会議の中で、論議する時には、もう少し増やしてですね、利用する地元の人々の代表も入れることは、可能だと思うんですが、そういうところでは、いろいろ自治会の連合会の会長さんとか、副会長さんとか、老人クラブさんとか、入れてありますけども、本当に、きちっと説明できるのは、地元の人ではないかと。

そういう意味で、この公共交通会議の委員を、少し増やしたほうがいいんじゃないかと、私は思うんですが、町長、そこら辺はどう考えておりますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自治会長等ですね、紀伊長島地区、海山地区の方には、入っていただいておりますんで、そういった部分から、意見なんですけど、もちろん老人会とかですね、聴き取り調査もやっていますし、乗降調査もですね、やっておりますんで、実情の声はですね、公共交通会議の委員として、入っていただかなくても、十分その聴き取りに対しては、担当のほうでやっていただいております。三重交通等にも協力していただいております。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私は、交通会議の中でですね、本当に困っている状況や、こうやってして欲しいというのは、やっぱり具体的に、委員の皆さんに知っていただける、そういう格好で、この会議に出席できるんじゃないかと、それも多くの委員をつくっても、なかなか定めにくいだろうし、まとまりにくいだろうけど、実際には、そういう身近なバスの問題ですから、自分たちの町のバスなんだと、困っておる人をみんなで助け合うんやというような感覚で、やっぱりとらまえてもらうのも、1つの大きな問題だと思います。

いろいろこの計画の中にも、いろいろ出されておりますが、アンケートとか、また、いろんな気づいた点の問題点を、150ぐらいは、今、書かれておりますが、そういう点では、本当にいこかバス、これから、わがらのバスだということで、とらまえていただくように、これから、先ほどの2つの厳しい条件が重なってくる時だけにですね、そういう委員の5名程度の、4、5名等で20名程で、協議できるのであれば、そういうことで補充したほうがよいんじゃないですかという、問いかけなんです。

お答えをお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

各団体のですね、長に入っていていただいております。そういう意味では、紀伊長島地区、海山地区の団体の代表の方にも入っていていただいておりますが、そういった住民の皆さんの声を、どのように聞いているかということ、担当課長からお話させていただきます。

玉津充議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

少しお答えをさせていただきます。

先ほどの公共交通会議でございます。これにつきましてはですね、道路運送法の施行規則に、ある程度、決まっております、それに則って、私どもの地域公共交通会議の要綱に記載をしております。

その中で、一般の住民というところがございますので、先ほど町長が申し上げましたとおり、両区の自治会連合会長と、それと老人クラブの会長、さらにはですね、民生委員の会長さんにも入っていていただいております。そのほかは、この規則に則って、道路管理者とか、タクシーの会社とか、いろんな団体さんに入っていていただいております。

ざいます。

これに加えますですね、いこかバスの乗降調査、私も行ったことがございますし、担当の職員も、しょっちゅうに、いこかバスに乗せていただいております。その中でですね、やはりいこかバスの運行に関する要望等も、たくさん聞いておりまして、それらも含めて、地域公共交通会議にあげさせていただいて、検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私はこの選ばれた人に、不信感を持って言っているわけじゃないんです。ただ、そうやってして利用する人のところに、意見交換会みたいな格好でも聴き取りもして、出してくださいというだけではなしに、実際に、話し合いの中に入ってですね、こういうふうにしたほうがいい、例えばですよ、河合線にしても、島勝線にしても、やっぱり乗り継ぎが悪いとか、前から言っているけど、なかなか直せないというんか、直っていないのが現実です。

そういうことだって、実際に乗っている人たちの、町の人、地域の人が、やっぱりそれはきちっと話をしていただけるだろう。聞いて協議するのもいいんですが、そこら辺で、私は今そういう増やすことは、可能であれば、したほうがいいんじゃないか、というような要望といいますか、要求なんです。

そういう点で、再度、ご答弁をお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

お気持ちは十分わかるんですが、各地区ですね、どの地区からお越しいただくかによって、地区限定のお話になりますと、やっぱり、うちをうちを、というお話にもなります。そういったものを取りまとめしてですね、先ほど申し上げたような老人会の皆さんとかですね、民生委員の代表の皆さん、そういった方にお入りいただいておりますし、そういった要望等についてね、ほとんど毎年のように、このいこかバスの路線とか時間とかですね、停留場の改善とか、そういったものをさせていただいておりますので、我々

としては、公共交通会議の人数を増やさなくても、意見聴取等はですね、十分できていると思いますし、また、個別のこともですね、十分担当課のほうで聞かさせていただきますんで、そういった聴き取り、それから変更については、十分対応できているのではないかと考えております。

ただ、全体として、どうするかは、これから議論のところがございます。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

お言葉を返すようですがね、町長。私の思いというのはね、そういう交通会議を開いていただいて、いろいろ大きな観点からも、小さな問題でも、協議していただいているのは、確かなんです。

そやけど、その中に、例えば、空白地がいくつかありますね。結構あるんですが、その中でも、これからどんどん広げていっていただけるのであれば、当然そこら辺の具体的な話を、公式ではなかったても、そういう委員会みたいなやつ、いろいろ委員会というか、先ほどいいました説明会みたいな、そんな会議を持っているところもあるんですね。そのほうが具体的にわかる、わかっていただけるということもあるんで、しつこいようですが、こういうことでは、何とかやっぱり、例えばこれからは出垣内へ出ようとか、例えば、見千代鼻のほうへ入るとかといった時には、やっぱりそういう人たちに入ってもらふことだって、一考することはあるんじゃないかと。

事実、行って、担当が行って、聞いてもらっておると思うんですがね、そこら辺は、やっぱり委員会の大きな構えで、具体的に知っていただいとおったらいいなという想いがあります。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、新たなような、そういうことのお話になりましたらですね、住民の方も、公共交通会議で意見を述べるができるということにもなってますんで、そういった時はですね、その地域の代表の方とか人にお話に来ていただく、会議の中でもできますし、もちろん日々、企画課のほうへ来ていただければ、お話ができますんで、そういった意味で、シャットアウトするということではございませんので、公共交通会議のその規則

等の中にも、意見を述べることができると、出席を求めることができるとなっておりますんで、そういうことで対応させていただきたいと思います。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

わかりました。私は、傍聴してもええんやろかと聞かれるんですけども、それは大丈夫でしょうと。秘密会でも何でもないので、そういうこともあって、意見を言うということは、やっぱりちょっと事前に通告しといてやるんやろうけど、そこまではいけないと思いますけどね、という話もしとるんですけども、その前に、担当課のほうに、いろんな問題を聞いてみても、別にその地域の人の声が届くんだから、そういう格好でもしたほうがええねというような話もしております。

そういう意味で、是非、公共交通会議に出なくても、傍聴に行って、どういう話をされたのかということで、また、担当課のほうに行って、話をするということも可能ですが、なにぶんにも空白地帯の、いこかバスの乗り入れは、できるだけ先ほど言った、2つの理由も重なってきて、大変これからは困るだろうと。

町民の弱者の人は、困るだろうということで、そのところを中心に、話をされるんですが、なかなか僕らも自分の住んでいるところから、名倉のことを、片上のことをわかっているかというたら、本当になかなか微々たるもんですね、わかっているのは。そういう意味では、ストレートに地域の人が、話ができるような、聞けるような、その交通会議であるということで、私は了解をしておきます。

それとあと、デマンド交通なんかも、私も今まで言ってきましたけど、予約をしておいて、運行する、交通タクシーなんか、けっこうありますけど、お隣でもシーバスというのが、10行路をつくってですね、担当課の中に、運転手を決めておいて、職員を置いて、その対応をしている。相当な予算も要るでしょうけど、そういうふうにして、特にね、海と山の方でのかけ離れも、随分あるんで、そういう意味で、交通機関もなかなかない状態の中での施策だろうと思いますが、そういうふうには、私どものこの町にも、できたらシーバスという隣の町の走らせ方は、ちょっと難しいでしょうけど、今のいこかバスをいかに増やしていくか、そこが一番のポイントだと思うんですが、タクシー営業は、ここではできないので、オンデマンドで条件としては、いこかバスと同じように走らす時には、走らすんでしょうけど、そこら辺のどこまでは、町長も今のところ考えてい

ないということで、よろしいですね。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや、いろいろな、あらゆる可能性をね、今、考えているところでございます。議員も先ほどおっしゃったように、紀北町は257平方キロメートルございます。それで、また、いろいろ中山間のほうへ入っていくところから漁港、そういったところもございまして、大変、課題がですね、多いのも事実です。

玉城町のような小さな、こういうコンパクトな町なら、いろいろな手法もあるんですが、それと、もう1点ですね、我々は年間2,000万円から3,000万円の赤字を出して、運営していただいております、公共交通の使命を担っていただいております三重交通様、この会社ですね、輸送、運送していただいているのが、先ほど千人単位で、いこかバス等をお話させていただきましたが、三重交通様は11万人の移動を担っていただいております。

これがですね、もっと我々がいろいろなことをやることによって、じゃあ紀北町で全てやってくださいとなったらですね、おそらく紀北町では、もうお手上げになるのではないかなと、そういうバランスを見ながらやっているところでございますので、どんどん、どんどん施策をですね、あれもやりたい、これもやりたい思いはあるんですが、進めにくい部分もございます。

我々としては、この三重交通様があって、11万人の移動手段を行っていただいております、この公共交通の要ともなっていていただいておりますので、そことも十分協議しながらいきたいと思います。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私から今の質問の中で、町長に言いたいのは、実際には、今まで、いこかバスを走らせてからでも、数年経ちますが、そういう意味では、空白地を西長島へ、去年はちょっと延びましたけども、あとは温泉へ行きたいとか、そういうところに使えないというんなら別ですけど、お医者さんに行く、買い物に行くのが、メインですから、当然わかることでもあります、西長島の風呂のない家が多いということも含めてですね、銭湯が

なくなったということも含めて、そういう問題も出した覚えがあります。

ましてや、出垣内なんかでも、片上、呼崎、名倉も含めてですね、そういうかなり密集したところ、なかなか手がつけられていない、汽車でいう、のろのろのトロッコみたいな感じで、走っているのかなという気がするんですが、是非ここら辺を、先ほど最初に言ったように、至急に考える必要があるということで、そういう認識で、是非、対応していただきたい。

そのことを求めまして、1番の交通網の見直しについては、そういう意味で、質問をしているので、今後、できるだけスピード感を持って、やっぱり対応していったほしい。それでないと、町民が本当に大変な状況になって、今でもなっているんですけど、そういうことになっていくのが、本当は基本的には、自治体、国、県も含めてですね、今、ちょっと手を差し出しだしたけれども、やっぱり地方は消えていくような状況に、つながっていくということの心配もあるということも含めて、頭の中に入れておいてほしいと思います。

それでは、2つ目の2市3町で、広域でごみ処理施設について、かなり4年ぐらいですかね、これ経っているのは。そういう意味で、ここの話はなかなか聞こえてこないんですね。議員の皆さんも知っている人も、ほとんどないんじゃないやろか、僕も知らないんですけど、その前もちょっと聞いたこともあるんですが、実際に、10月に私ども飛騨と、もう1箇所いきましたけれど、そこにはいろんなやり方があるし、比較的、新しい施設でもあったので、ガス化溶融炉なんかのやり方も、随分きれいな施設やったなというような感想も、僕も出しましたけれども、東紀州2市3町での、ごみ処理施設の運営は、検討されてはいるけれど、なかなか表には出てこない。

しかし、新聞の中では、うちが候補地になったという話が、新聞等で見ると、場所も決まったような話がされております。私は、なぜこんなことを言うかという、それは大変いいことなんですね、そうやって、そやから、実際には、新聞等のニュースソースで、こうやってして情報が入るんですけど、実際には、この広域の市町の、市や町で確認をしているということまで、はっきり言っておられるので、そこら辺は事実なんでしょう。

そこら辺は、そやからええとか、悪いじゃないんです。むしろよいんだと思うんですが、そこら辺はやっぱり、用地の関係もありますし、住民との関係もありますやろけど、そこら辺の話はわかっていたら、是非、この場で教えていただきたい。

ここで言えないんだったら、新聞なんかにも言っていないと思うんですがね、それも本当か嘘かもわからんけどね、確かに。ちょっとそこら辺を、お聞かせください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広域でのごみ処理施設整備ということで、5市町の担当者と構成するですね、新ごみ処理施設整備検討会議において、今、検討協議を重ねているところでございます。

そういう中、事業整備のスケジュールということはですね、我々も32年にR D Fが終了いたしますんで、平成33年度以降の稼働開始を目標というような位置づけでやっています。

そして、建設候補地、ここが一番重要な課題なんです、5市町の協議におきましてですね、基本的な工事の要件として、位置的な条件を重視しまして、5市町の中心的位置にある、尾鷲市か熊野市に建設するのであれば、広域でやりましょうよというようなお話はしてきました。

そういう中で、尾鷲市のほうからですね、候補地を示していただいた中で、協議を進めているんですが、今のところですね、まだ、最終的な決定とまでいたしておりません。

以上です。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

断定してニュースが流れておるだけにですね、今の町長の答弁とは、ちょっと違うかなという気はいたします。ただ、この協議検討会議がですね、既に4年経っているんで、それは、何回かは協議はされておると思うんです。

そのところは、何もわからずに、こう進んでいる。そやけど、できるだけ早くしたいというような、どこの、2市3町、どこでも、できたら早くしたいな、そやけど、最終目標のタイムリミットを決めて、それまでにちゃんとしようという話は、私も聞いておりますが、こういうふうに、決まったのならね、やっぱり協力するところは、みんな協力せないかんのやから、そういう点で、町長、市町村で確認をしているんだという話ですもんで、そこは別に知られても、どうということはないし、その担当市では、結構いろいろな意見も聞かせてというような話も聞きますけれど、事実はやっぱ、それが

ないと、ニュースや新聞には出せないという思いもありますんでですね、そこら辺は決まっているんなら、市長、町長で確認し合いましたということで、よろしいんですかね。再度そのところをお聞かせください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がおっしゃるのは、おそらく尾鷲市がですね、議員等に説明したやつだと思います。ですよね。ですから、尾鷲市の中の考え方がですね、いろいろ尾鷲市が候補地を提供しているという中で、お話をしていただいていると思います。

ですから、今どこにですね、最終決定したかというのは、5市町の中ではですね、まだ決定してないんで、そういう状況でございますので、ここで、どこですよというような、お話はできないんで、申し訳ございません。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

わかりました。

尾鷲市さんの委員会の中で、市長、町長で確認をしているということが、出てきたものですから、私も聞いただけで、実際に我が町にしても、R D Fの話、ちょっと町長されましたけど、私も前も質問したとおり、この負の遺産になる、合併したために海山と長島のR D Fがある。その修理費だけでも1億円かかると、年間。

そういうような、負の遺産ではない、大事な施設なんですけど、そういう点では、県とのやり取りも含めてですね、非常に不信感を持った1人でございます。そういう意味で、この市町は前倒しにしてでも、最終タイムリミットは持っていて、できるだけ早く進めようやないかというような話は、されるんですか。是非、そこら辺はやっぱり、皆がそうやって思う、いやいやちょっと待ってくださいということもあって、場所が決まらずに、なかなかあれなんです。

場所が決まったら、だいたい8割仕事ができると、事業ができると、昔から言われていますけれども、そういう意味で、町長、そのところだけは、急がすわけではないですけど、できるだけ前倒しで完成させようやないかなという話も、やっぱり必要だと思うんですがね。何もそこまで、ずっと先まで延ばすことはないとは、私は思いますがね。

町長の考えを聞いておきます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がおっしゃるとおりでございまして、我々も同じ考えではございます。そういう意味で、候補地が決まったら、ただちに進めるように、今、整理をして、候補地が決まったら、この計画をぼっと乗せれば、もう進んでいきますよという、そこから先の、先ほど申し上げたようなスケジュールの管理とか、そういうものをやっつけていましてですね、だから、一番今おっしゃった8割方、決めにくい、候補地が決まれば、そこへ乗せれば、すっと進めるような状況を、今、会議のほうで、つくっていただいておりますという状況でございます。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私の住んでいるところにも、クリーンセンターがあります。その時も、海山のほうで、そういう生で流しておるような状況でありました。その時にも、広域でやっている関係もあって、やっぱり今度は長島へつくらないかなということで、場所が三浦ということで決まり、何箇所かありましたんやけども、こういう施設、ごみの処理の施設にしても、クリーンセンターのように、し尿の処理をするにしても、迷惑施設の1つということもありまして、なかなか決めにくいのは確かで、住民の人の合意を得るのは、大変だということで、それはご足労願うんですが、そういうふうになった時には、トントントンというような格好でいく、その時にはやっぱり是非、早い目に稼働できるように、この協議を進めていくような話もしたほうが、当町にとっても、いいんじゃないかと、私は思うんですが、その町長の考え方を聞いておきます。

それで、最後になりますんで、最後の町長の答弁になりますんで、いこかバスとか、そういうやつの交通会議の中での話、また、何ととっても、空白地域にやっぱりできるだけ早く、海山地区のほうも、こっちの長島のほうの地区も、できるだけ広げていく、広くバスを走らせていくというのが、やっぱり基本だと、私は思うんで、そのこのところの問題も含めて、町長、最後の答弁をお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、担当者が、先ほど申し上げたような検討会議を行っております。そういう中で、議員おっしゃるとおりでございますして、もし決定をすれば、ただちに進められるように、できるだけ短い期間ですね、できるように、今、検討会議のほうでも、検討しているところでございます。

また、公共交通につきましてはですね、我々はいこかバスのエリアを広げていくのがいいのか、また、いこかバス中心、あれは回りやすく、今、設定しているわけですね。だから、それを補完するものもないのかということも含めてですね、今、検討しているところでございますので、あらゆる方面から、この公共交通を守る、町民の皆さんの交通手段を守るという観点から、頑張っていきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

15番 中津畑正量議員

これで終わります。

玉津充議長

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

玉津充議長

ここで、暫時休憩いたします。午後1時まで休憩とします。

ちょっと待ってください。

休憩を、午後1時までと申し上げましたが、11時35分まで休憩とします。

(午前 11時 24分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 35分)

玉津充議長

次に、8番 入江康仁君の発言を許します。

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それでは、議長の許可をいただきましたので、私の平成28年12月議会においての一般質問を行います。

通告に従って、3件の質問をいたします。

1つ目は、久野墓地の運営についてであります。2つ目は、地元タクシー会社が無くなることについてであります。また、3つ目は、現在、上里地区で問題になっている、土壤汚染対策法による土壌処理施設についての3件の質問をいたします。

それでは、1つ目の久野墓地の運営についての、現在の状況ですね、ちょっと説明していただきたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現在の久野墓地の状況でございますが、こはなとかですね、いろいろなごみの問題だと、ご指摘だと思うんですが、美観をですね、損なっているような状況であろうというご指摘だと思います。事実そういうところも見受けられます。

以上です。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

実はね、町長。町長のほうで内容は把握しておるようなので、要は今回は、私この町民の多くの皆さんから、ご指摘を伺って、私たちもそうですけど、人生の最後にお世話にならないかない墓地でございます。

その中で、今、清掃的なね、いろんな美化的にするための清掃を怠っているんじゃないかと。そのためには、今、何をしたらいいかという問題点の中で、住民の皆さんが言っているのは、今、水道の水を取るところの後ろにある、そこを今、こはなの捨てる場所になっているような格好なんですよ。それでその山積みになったり、多く盆とか彼岸になったら、山積みになって、よく汚れていると。そういうような景観を損なうような

ことではだめじゃないかと。だから、それは自治会もね、行政の積極的な姿勢を見せていただいたら、自治会も側面から、みな協力する覚悟であります。その中で、こはなの持ち帰り等とかね、そして、またできたら処理をできるようなところをつくれないかと。そして、今、こはなをほっているところを、葬式が終わって、最後に墓にお参りに行くわけですけど、その時にあまった桶と、水桶としゃくを置いていくような格好になっておるそうです。

それが、普段は今ね、中で十分水桶としゃくで間に合っておるんですけど、やはり、盆や彼岸になると、足らないような状況になるから、そこの今のこはなをほっているところに、その水桶としゃくをきちんと置けるような棚なんかを、できないかと。できないかという要望なんですけどね。それは町長とまた担当課で、どのように考えているか、ちょっとお尋ねします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員からこのご質問をいただきまして、私のほうも、担当のほうと、いろいろとお話させていただきましたが、今、墓地の管理員の方もいらっしゃいます。ただ、管理員の方が集めていただいてもですね、それをどう処分するかという集積的な観点から見ますと、未だ至っていないと思っております。

そういったことで、担当のほうともお話しして、議員ご指摘のように、そういった整理整頓ができるような、まずは空間が必要ではないかと思っております。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

管理人も今いるということなんで、町長。要は管理人、また、来年の当初予算にも、いろいろ出てくると、いると思うんで、要はそれまででもですね、担当課も交えて、夕方には1回行っていただいてですね、普段の日は、そんなこはなもたくさんないと思うんですよ。

だから、そのこはなをちょっと片づけて、きれいにしていだけるような、管理人とも相談しながら、管理人だけでは、また手一杯の仕事をしておるかわからんで、やはり行政の担当課のほうでですね、ちょっと1回見て、現状をもう3月までには把握して

いただいて、対策をとっていただきたいと思いますと思うんですけど、どうでしょうか、町長。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうふうな話はしているんですが、まずは、担当のほうから、少しお話させてください。

玉津充議長

玉本環境課長。

玉本真也環境管理課長

ご指摘のとおり、清潔感であるとか、美観などについては、損なっているということで、十分な配慮が必要と感じております。今後ですね、現場については、一体いつの時期、一体いつの時間が、そういった状態になるかということを、しっかり把握していきながら、また、現場では管理人がおりますので、こういった対応が最も住民の皆様に、理解をしていただけるのかを観点に、分別ボックスであるとか、持ち帰りの啓発ですとか、いろいろな方策をですね、今後、検討していきたいと考えてございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それでは、今回ね、私もはじめての言っぱなしの質問でございますので、解決するような状況で、来年には、ある程度の結果が出るように、町長、努めていただきたいと思います。

それで、よろしいでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

できることからですね、職員も含めて、対応にあたってまいりたいと思います。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

先ほど、前者、中津畑議員と一緒に質問でございます、内容は。1つ、2つは異なっていることとしたらですね、やはり町長、その特急の停車する駅にですね、降りた中で、タクシーが止まってないという、そういう状況をですね、考えてみていただきたいと。早急にこれを補足するような施策がないのか、ちょっと行政として、また、町長としてはどのように考えられるか、答弁をいただきたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特急が止まる駅にタクシーがいなくなるということでございます。これはですね、本当に我々としても、大変重要な課題と考えております。我々、紀北町の中でもですね、海山地区はもう既に、何年も前からタクシーがないという状況でございます。特急が止まらずとも、それで不便を感じているところではございますが、また、海山の場合は、尾鷲からまだ来ていただけるという状況でございます。

そういう中で、長島ではですね、長島地区では大変、尾鷲から簡単に呼ぶというわけにもいかないと思いますんで、我々といたしましても、この現状は苦慮しているところでございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

この辞めるまでにね、タクシー会社としては、いろいろ民民の、民民間の中でですね、権利移譲の話もたくさん、5、6件あつたそうですけども、なかなか受け入れてくれる企業がなかったということも事実です。

その中でね、町長、できたら私は、第三セクター的ね、タクシーの運営会社を運営できなかつたかと思うんですけど、その点はどのように思いますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そうですね、第三セクターというのは、なかなか難しいんじゃないかなと思います、素直な気持ちで。いかに町がですね、廃業されるまでの間に、町としてもですね、タクシー券を移動に不自由をしている方の、補助券を出すとか、いろいろタクシー会社の方

ともいろいろお話はしてきましたんです。

そういった意味で、直接、第三セクターなり、町なりが関わってですね、タクシーとまでは、今の段階でですね、難しいように感じます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

本当にね、私はこのタクシー会社が廃業になるということは、高齢者の方々の買い物等の足とか、いろいろな移動の足に関しては、中津畑議員がもう詳しく、先ほど質問いたしましたんで、控えさせていただいて、ただ、私は飲食業のね、衰退にもつながるんじゃないかと。やはり人口が減している。また、タクシーが廃業になることによって、飲食店に行かれる方々も減少するんじゃないかなと。

私は飲食業の衰退は、地域の衰退だと、私は考えておるんで、本当にこのタクシー会社の廃業というのは、本当に影響が大きいものと考えますが、町長どう思われますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

タクシーが廃業に至った原因の中の1つはですね、そういう飲食店からの利用が少なくなったとか、町民の利用が少なくなったというのが考えられるんじゃないかと思います。そういう中での廃業ということでは、ある意味、タクシーがなくなれば飲食店がという話もありますが、地域全体のですね、経済が疲弊している部分があって、我々はそこをしっかりとやっていかなければいけないと思います。

そういったことがございますので、タクシーも1つのバロメーターではないかなと思っています。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

1つ、タクシーの問題に関しては、ここで終わりたいと思います。しかしね、町長、とにかくタクシー会社、廃業になったタクシー会社の、また代わりのあれが、早く見つかるような、やっぱり行政としても努力をしていただきたい。それだけ要望して、この質問は終わりたいと思います。

3つ目の上里地区の土壤汚染対策法による、土壌処理施設についてですね、今この処理施設に関しては、どのようなところまでの進捗か、ちょっと詳しく教えてください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今はですね、我々としては県のほうから、書類をいただいてですね、精査している中でございます。それで、県のほうとしては、一定の書類が整ったのではないですかという現状でございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

そのね、これは紀北町には水道水源保護条例がございます。当然、この中で水道課、先ほどから水道課長は、東篤布前議員の同席のもとで、業者との話し合いを3回やったと。その中で、最初は説明をいただいて、5月には、県の設計段階ですか、計画そのものの中での話をしたというけど、どういう内容だったか、ちょっと詳しく教えてください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道課長から答弁いたさせます。

玉津充議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

業者さんとのですね、話の中で、まず水道水源に抵触しない施設ということで、取水量も既存のポンプよりも、3分の1ぐらいの取水量ですむというのと、また、排水はしないということで、水道水源でいいますところの水源地への枯渇とか、それから水質汚濁にはつながらないという、そういったことをですね、今後、県のほうに申請を、設計書で申請をあげる段階で、水道課としては、そういった説明をいただいておりますのが、実際に県のほうに出していただく設計書で、ちゃんと構造的にですね、反映されておるかというのを、確認をさせていただくということで、ご了解いただいて、ずっとそれから

9月12日まで、だいたい揃ったというところまでですね、部分的には水道水源に関する部分だけを、一、二度確認をさせていただいて、そういったものやということをですね、県の担当から聞いておりました。

そういったやり取りをさせていただいております。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

ちょっと答弁の中でさ、私が聞いておるのは、県のいろんなことを聞いてるんじゃない。あなたが5月23日と5月31日に、これ同席して、あなたの考え方そのものを聞いて、業者が良いと思ったから、県へ行って話をしたんだろうと思った。そのところは、私は聞いてないんです。

5月23日と5月31日に、これ2回目と3回目、会ってますよ。その内容を聞かせてくださいといっている、どういう指導をしたのか。

玉津充議長

入江議員、先ほど、議事進行と言われたんやけど、質問で、議事進行やると、議長が答えなければいけないんで。

8番 入江康仁議員

いやいや違うよ、議長、ちょっと待って。議長、議事進行いいですか。

玉津充議長

はい。

8番 入江康仁議員

議事進行の場合は、議長に求めて答弁さす場合と、今のような答弁が不足している場合は、議長に対して説明して、再度、答弁さすのが議長、それでいいんですよ。それでいいです。だから、議長に対しての議事進行は、議長が答えてくださいと、こうなるけど、今の答弁不足に対しての議事進行は、議長から指示を与えて、その答弁、旨を答えるように指示してもらったら結構です。

玉津充議長

では、答弁漏れの補足だということで、水道課長、再度答弁をお願いします。

玉津充議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

すいません。先ほど答弁漏れでして、23日と31日はですね、3月11日に最初、紹介いただきまして、23日、31日につきましては、水道水源に関わる部分、井戸のポンプ容量とか、そういった説明をですね、伺っております。

それで、今後、そういうような、そういった説明をですね、2回、伺った次第です。
以上です。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

これね、大事な、重要なところなんで、要はその水道課長の、いうたら聞き方でね、また、その答弁によっては、大きな問題になってくるの、これ。業者に対しても。だから、私が言っておるのは、当然その中であなたは産廃事業じゃなくて、土壤汚染対策法に則って判断しているけど、それだけでは課長、あなただめなんだよ。

その水道水源保護条例の指定業種の中に、産廃事業の、昨日も言ったけれども、3項があるでしょう。これは産廃業も何も指定は関係ないんです。要は産廃で出た、この処理することによっての業種なんだから、これは判断を、あなたするんじゃないで、町長がするん。だから、ここに大きな問題が、ここに1つの過ちが1つある。

もう1つは、東篤布前議員に、皆が振り回されておる経緯があるね。要はここにもあるけど、地元の挨拶には根回しをしてある。根回ししとる、行政に根回ししとったんか、これ1つ。

自分がやることに、地元は反対しない。反対するのは、今の産廃事業はできていないと。それと説明され、建設工事の準備を進めまして、これ業者が言うところなんです、きちっと。本当はこれは東篤布前議員が根回しじゃなくて、業者がすることなんで、オープンにして、それで、町長にも一言ちょっと言っておくけど、町長のね、答弁の中で、守秘義務とか、いろいろなとこの、前者議員で答弁してますけど、町長。

私はその答弁はね、町民の皆さんにね、大変な誤解を与えると思うんで、私は町長の言われておる立場は、よくわかります。そして、県としても申請書類を受け取った時点で、必ず立地の市町村に対しては、意見を求めるとか、意見書を提出する義務を与えま

す。その段階の中での話はね、町長、これは本当トップレベルの話です。私どもはそこまでは質問してないです。要は業者が表へ出て、県が申請書類を受け取ってから、今、情報公開がうたわれておる中で、守秘義務、そういうものは一切関係ないです。オープンにしなければならない。

だから、私は町長の立場としての守秘義務は、私は本当にね、ちょっと誤解を招くんで、そこだけちょっと訂正していただきたいと思いますが、どうでしょうか、町長。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃったこと、ちょっと理解しにくい部分もあるんですけど、我々としては県とのやり取りの中で、まだ不確定な中で、これは前者議員にも言わせて、不確定な中でやり取りをしていたわけなんですよ。そういう中で、今、議員もちょっとおっしゃっていただいたかわかりませんが、出せないような、出すようなレベルでもないという部分もございました。

それと、県と町との、そういう審議関係の中ですね、話できない。そういう中で、私は行政の用語である、守秘義務というのが、常に自分の頭の中にありますんで、そういう状況を守秘義務という言葉で使ってしまった感があるんです。

ただ、その事情は一緒に、出せない審議間の中ですね、そういったものは出せないような状況であったという話でございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

そのとこでね、ちょっと誤解のあるような答弁とか、ちょっと指摘させていただきますけど、ご了承いただきたいと思います。

また、それでこの申請に対してはね、県が申請書類を受け取った時点で、必ず立地の市町村に向いて、意見提出事件を求めると、これ先ほど言わせていただいたけれども、それで、あくまでも今回、この水道課でこの水道水源保護条例の業種指定の中の3項に、あてはまるかどうかということは、業者には伝えやないかんやろ、それ、水道課。

県は土壤汚染対策法1つでくるけど、そのために紀北町には、水道水源保護条例がある。必ず県も知っておる。今までの経緯から、いろんな訴訟でなっておる町だから、だ

から、業者には当然、水道水源保護条例があるから、紀北町には抵触しないか、ちょっと話をまとめてくれと。紀北町の意見をきちんと聞いて、持ってきてくださいというような指導は、私は必ずせなあかんと思う。

これは先ほど町長にいうたように、町長とのトップレベルの話じゃない。県はそれを業者に言わなあかん。だから、町長との話は、私はその後の話で、だから、県としては今のこの話の中で、地元業者はちゃんと、町民に対してはちゃんと了解とっていますかって、必ず業者には聞いておるはずやと思うよ。

それで、業者もこのようにちゃんと了解得ていますと、上里地区や地域の方々の了解を得てますというような答弁書なり意見書が出ておるはずや。そやなけりや、これいくら産廃事業でない、土壤汚染対策法でも、許可の時の審議は皆一緒ですから。そういうことで、今、私はおかしなとこに進んでいるなど。なぜ施設までやっているのか、これはもう進みすぎですよ。

本当は、紀北町は水道水源保護条例を全面的に出して、やはりこれで審議会にかけなきゃならん案件だということを、強く言ったら、県はここまでしないと思いますよ。どうでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道水源のお話は、もう向こうからお話が合ったのは事実でございます。そういう中で、県のほうも、どうですかというのがあって、その時点ではですね、まったく資料が先ほど言ったようにですね、水道水源保護審議会にかけるような資料ではございませんでした。

そういう中で、県といろいろお話してきたというのが、今までの経緯ですよ。そして、今こういう書類が一定整ったんで、我々としては水道水源保護審議会に、開催するという前提の中で、県と今、お話していますというのが、今までの流れです。

それと、1点あれなんですけど、意見書を求められたことはありません、県から。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

けどね、県もね、やはり市町村のやはり同意がなければ、私は許可というような施

設の許可を出さないと思います、私は。要は、それは私は、今までの行政の仕組みとして、町長、あれでわかるんです。三重県はあくまでも許認可権者です。だから、進めようとし、申請が来たら。

しかし、そこにはじめて私は、強調してほしいのは、町長にね。私もこれは町民の反対がなかったら、ここまで言いません。しかし、昨日、あれだけたくさんの方々が来て、真剣に反対してるんだなという姿を見たから、これは大きな問題だなと。そういう施設をやはり上里地区にね、また場所も悪い、水源地の区域内であるし、また、上水道から300m以内であるし、また、住民がたくさん住んでおる密集地でもある。

私はなんでも反対ということは言いません。やはり経済の活性化のためには、場所的に違うところだったら、私は賛成しとるかわからん。しかし、今回は場所が悪い、町長。そこのところを十分考慮にして、私は今、町長に訴えたいのはですね、町長。やはり7年前の町長選挙を思い出していただいて、やはり町民の皆さんが、真剣に反対している上里地区の方々ね、これを1つの思いを持って、やはり住民目線という施策を打って出た町長のあの姿、また、初心に戻っていただいて、やはりこの施設は、やはり今、時期尚早だと、私は止めていただきたい。

それで、ここではじめて水道水源保護条例を適用して、はじめてこの水道水源保護条例が生きるんですよ。なんのためにあるんですか、そんならこれ。水道水源保護条例は。私はここで町長のね、7年前にちょうど私は今、本当に今までやってきた町長の住民目線の施策、今まで構築してきた、今までやってきたもんが、この一件でパーになったら、これは一番本当に私は悲しい。

そこで一回、もう一度、県とのあれをして、止めていただきたい。これはもう行政の力しかないんです、町長。町長しかないんです。よろしくお願いします。答弁を。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はですね、昨日お答えさせていただきました。

今、議員がおっしゃるように、地区で決議もおきました。それからですね、署名のお話なんかも出ております。それで、その時にその前者の議員の時に、お話させていただいたのが、皆様の思いを県に届けますと。それがいわゆるですね、議員のおっしゃる意見書になるのかなと思います、紀北町としての。

それで、それはしっかりと県のほうに、こういう状況ですと。それで、県の本庁のほうにも、住民の皆さんが12月4日以降、いろいろな行動を起こしますと。それも十分踏まえて考えてくださいということは、この12月4日の以前に、県の本庁のほうにも行ってですね、そこをしっかりと伝えさせていただいております。

ですから、我々としては今日、昨日一昨日ですか、区長さんに決議文も持っていて、その後、また上里地区の区長さん方がおみえになるというお話でございます。それをもってですね、しっかりと県のほうへ意見を伝えていきたいと、そのように思います。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

本当に町長の今、言われたですね、意見書として、町民の意思、また、町長の意思もしっかり伝えていただきたい。要はこの施設によって、私はね、もう町の中での、町民同士、また町民と行政のトラブルって、争い事はね、もう自分もいろいろあったから、もうしたくない。

その中で、町長はやっぱり紀北町の町民の生命財産を守る、あなたが一番の最高権力者です。だから、今こそですね、本当にまた先ほども言ったように、住民目線のあれに戻っていただいて、それで住民の皆さんに安心、上里地区またその近辺地区の方々にですね、安心してやはり生活できるような、この施設に関しては、どうしても私は止めていただきたい。

そうでなければ、やはりこれ進行していくとね、必ず署名運動が起こります。私も署名運動に加わるかもわからん。そういうことのない、しかし、町長の考え次第で、ここで町長が固い意思で、いったん業者には、県にはですね、県には止めていただくような意見書をきちんと出すというようなのであれば、署名運動も私は止まると思います。

そういう中で、住民の中での署名運動活動とかも、なさらないためにも、県に対して町長の思いと、紀北町に対する町長の思いと、町民の思いを、県にしっかりと伝えていただきたい。

私が言いたいのは、先ほどから町長は、法、法律、ルールに則って、私は判断しなくちゃならないという答弁もありました。しかしね、判断をしなければならぬと言いました。確かに立場上そうです。それが基本です、町長の立場よくわかります。

しかし、そして申請者としても、法に則った不備がない申請書類でなければ受け付け

なければならない。しかし、そこにいろいろな問題の過程で、1つは尾鷲市の採石場の許可、裁判にもなったけど、県は負けた、申請書類に対して許可を出さないから、業者に許可、業者の言い分としては、申請書類に不備がなければ、許可を下ろさなあかんやないかという法律的な意見で出している。

しかし、裁判もそういうことで、許可あったり、また早く出しなさいと。しかし、県はあえて市民が反対しているということで、団体、市民と団体、いろいろ漁業団体が反対しているで、これを許可は下ろさなかった、許可はね。

そして、もう1つは、我が町でも、し尿の処理収集に対して、収集業に対しての町長、議会で予算も認めてもらえなんだけども、町長1人で戦ったじゃないですか。それは業者の言い分は、申請書類の不備がなければ、許可おろさなあかんのが、法律だろうといったんでしょ。ところが、そこにはまた町長の判断という、いろんな項目があるから、そこで町長の考えをいって、勝ったじゃないですか。

今回もこれ早く、やはり今、進捗状況は建設の中で、土台ができて、今、建屋に建てかけているという、ちょっと僕はニュースを得ましたんで、業者にも負担かけんためにも、早く事業をとめて、諦めてもらうほかないと思いますが、どうですか、町長。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実的な話はね、今、お話したように、我々は上里地区、それから全町民がそういう考えであれば、今、上里地区だけなんですけども、そういう想いはですね、県のほうにしっかりと伝えてですね、意見を述べさせていただきたいと思います。

玉津充議長

入江康仁君、まだかかる、だいぶ。

玉津充議長

それでは、暫時休憩します。1時10分まで休憩とします。

(午後 0時 09分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1 時 10分)

玉津充議長

入江康仁君の発言を許します。

入江康仁君。

8 番 入江康仁議員

それでは、休憩前に引き続き、質問させていただきます。

まず、水道課長、紀北町にはですね、いろいろ事業等の、また産廃事業についての紀北町水道水源保護条例がありますけど、これの第1条の目的をちょっと朗読していただけますか。

玉津充議長

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、目的を読ませていただきます。

目的、第1条 この条例は水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、紀北町民（以下「町民」という。）が安心して飲める水の確保するため、紀北町（以下「町」という。）の水道に係る水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、もって町民の生命及び健康を守ることを目的とする。

以上です。

玉津充議長

入江康仁君。

8 番 入江康仁議員

まったくね、課長、この条例は本当に、ただいま問題になっておる上里地区のですね、土壤汚染処理施設に対する、的確にあてはまる、私は条例じゃないかと思いますが、町長、これに対して、今、企業が進めているですね、進捗状況はどんなんですか、建設に関しての。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどは、書類等について、お話をさせていただきました。建設についてはですね、
今も工事が徐々に進みつつあると伺っております。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

その進捗状況は、詳しくわからないですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、現段階で、どれだけのパーセンテージで進んでいるか、把握しておりません。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

私は、今の進捗状況によってはですね、町長の決断を早くしていただき、この水道水源保護条例を、的確に運用していただいてですね、審議会、水道水源保護審議会のほうにかけていただく、かけるというんか、審議を委ねるような考えは、町長は持っていますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは以前もお話させていただいたんですが、今、書類がですね、9月12日時点で、出揃ってまいりました。そして、また住民説明会も行われた、こういった経緯も踏まえてですね、私は県のほうと調整しているところですが、先ほどの規則の別表のところですね、上記以外で町長が審議会の意見を聴き、特に必要と認めたものという前提の下にですね、県とも相談して、審議会のほうに諮るようなことを、この審議会に提案させていただこうかと思っております。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

その中でですね、町長。要は、私は順序としては、今、業者が建築、土台と今、建築、上屋に対しては、ある程度、進んでいるという町長の答弁でございましたけど、それでいいですね、町長。確認です。

それで、その中でですね、要は、業者がもう施設に着手するということ自体は、私は今の時点で、町長、遅くないかと思うんですけど、そこはどのように捉えたらいいですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

例えばですね、その水道水源保護条例にあったら、項目がですね、あれば、町長に説明、地域住民に説明しなければならないという条項になっております。そういう中で、業者がですね、どういうとらえ方かは、これはわかりませんが、その項目には、一応、入っていないのは入っていないんです。

ですから、そういう中で進めてきたのではないかと思います、その土壌汚染という観点からすれば、私も思うのは、もう少し早く地域住民に、建設以前に本来なら説明すべきだったのではないかと思います。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

私はその建設の進んでいる中でね、ちょっと逆な、私が思うのは、これ本当は県に申請をして、県から市町村の意見書を聴き、また、町長はその時点で、審議会にかけるか、水道水源保護条例の立地町としてね、当町として、保護審議会にかけるかどうか。そして、きちんと紀北町の考え、地元町民の同意を得ながら、きちんとした中で、OKをもらって以降に建設しとるんだったらいいんだけど、今こないして揉めておるところに、その建設業者は独自で、これをやっておるのか。県の指導も受けなくて、土台をつくった、上屋を建てとるというのは。独自でやっておるのか。

ということは、建設業者はプラントの業の許可さえ取ったらいいと思っておるのか。そのところはどんなんですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そこのところはですね、業者がどう考えて、今、進めているのか、ちょっとわかりませんが、住民説明の中でもですね、建物は建てていくよというようなお話を、みたいですよ、住民の方へ。その中でですね、建築確認の問題と、この業としての問題は、違うという位置づけでございますので、そこところが、普通ならしっかりした、もうこれでOKですよと言ってから、建てるのが普通ではないかと、私は思うんですが、そこところを切り離して、今のところ建築を進めているのではないかと。これはあくまでも推測でございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

だから、今回ですね、業者としては、その地元の根回しに対しては、東篤布前議員がやっているということを、全面的に信じてですね、進めていたと思うんです、最初は。しかし、今はじめて地元住民に、業者が東篤布前議員を抜いた後での説明で、この反対意見がこないもあるのかなというのは、実感していると思うんですよ。

だから、僕もちょっと新聞等で説明会の内容をしたときには、東篤布前議員に頼んだのが間違いだったということも、認識しとると思うんです、その業者が。その認識の上に、やっぱり建設を進めているということは、もっと地元住民の方々と話し合いをして、同意を得てから建設をやるんだったらいいけど、それに逆行したように、どんどん進めている、説明しながら、反対意見があることをわかっていながら、進めているということに、私は疑念を感じるんですけど。

町長どうですか、このまま進んでいくと、施設ができた、建築の中ではできた。しかし、その中に今度はプラントですね、処理プラントを、必ずつくると思うんですよ。それに対しては、プラントは今の建設の中でつくらないで、外へつくるんですか、どのような計画になっていますか、ちょっと教えてください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと質問の意味がわからんですけど、今、プラントのようなものがありますよ

ね。それと、別のところという意味ですか。

8番 入江康仁議員

ちょっと補足をさせて。

尾上壽一町長

ごめんなさい、すいません。

玉津充議長

はい。どうぞ。

8番 入江康仁議員

私が今いったのは、今、建屋、土台が先ほど町長やってた、つくっていたと、前回の、現実にあった。今、私は上屋も建てているはずだという、鉄骨でね。上屋を建てておると。その中に、処理をするプラントが入るのか。それとも、今、建屋の中から、違うところに、その処理をするプラントができるのかというところを、ちょっと聞きたいということです。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、基礎ができている辺りにですね、そのいろいろ線上のが、できるというような図面になっていると思います。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

だから、私は今ね、町としての町長のお考えは、これは施設に関しては、私は前向きに阻止、阻止というたらおかしいんだけど、町長としての立場もありますから、やはり地元住民の方々の気持ちをですね、最大尊重していただいてですね、それで、プラントを中止するというような方向でもって行ってほしいという思いですね。

それと、もう1つは、やはりこの条例の中での、なんですか、16年の豪雨に対しての、前の川ですね、川はどのような状態であったのか、ちょっとお聞かせください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど、答弁が1つ漏れたような気がしますんで、追加させてください。

住民の皆様もですね、なぜ知らされる前に建てたのかということが、特にね、傍聴に来ている人からも聞いて、やっぱりそこがやっぱり、一番なんやと、建てかける前に、きちっと説明せえよという話を、先ほど傍聴からお帰りになる方からもお聞きしました。

そこが、やはりね、意見を聴き、地元の進めるべきではないかと。水道水源保護の対象事業所であれば、まさにそれなんです。そういうことなんです、そういうところで、地元の方も不信感を持っているという話が、まず第一点。

それから、16年の水害についてはですね、住民説明会の12月4日に、そういう説明がありましたので、町としても調査していきたいと、そのように考えております。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

あのね、町長、よくこの基準値、業の許可は基準値です。基準値に関しては、町長よく法律的に、なんですか、とっていたら許可をせざるを得ないような旨の答弁をいたしておりますけど、要はここにあるね、対象事業の中での3項はね、あくまでも前2号に掲げるもののほか、水質を汚濁させ、又は水源の枯渇をもたらすおそれのある事業なんです。

要は、私はやはり自然災害というものは、理論的とか、そういういろんな形のもんで防げるものではない。今回の3.11の東日本大震災にあっても、あれは僕たちもはじめて映像で、津波の大きさというのは、こんなものかなと感じましたね。

その中で、今回もあそこの川が、16年の豪雨のような、3.11のような、また地震もあって、ボーンときた時にね、その先ほど町長が答弁したけど、出さないよと。汚染物は出さない、水も出さないとか言っているけど、そういう自然災害には防げないものがあるんですよ。

だから、私は別にその基準はなくても、おそれ、このおそれは何でかという、町長、あなたの裁量次第なんです。だから、強く私は町長の意見を、県にいて、できるだけやったら、業者もこれからどんどん建ててしまったら、資金も要ります。だめなものは、だめだという、はっきりした返答をしたってもしたら、業者も助かる。また、地元住民、また紀北町民も安心して暮らせる。その環境づくりを町長、是非やっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、水害等もですね、資料等が整ったら、勿論、審議会の1つの判断材料になると思いますんで、そういったものも調査してですね、しっかりと審議会へは提供していきたいと思います。そういうことでございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それでは、審議会の方々にもね、町長。いろいろ審議会の方を選任するのも、町長でございます。しかし、この審議会の方々も、はっきり言うて、何を基準に審査すること、わかってないはずですよ。これは、おそれなんですから、基準じゃないんです。

だから、だめなものは、町長がだめって言ったら、だめなんです。審議会も。審議する基準がないんですから、おそれです。だから、その審議会の意向によっては、審議会の方々のメンバーも外さんなんかわからん、町長。その旨をきちんと伝えていただいて、審議していただいて、町長、やはり紀北町のこの水道水源保護条例が、本当に良かったのと、紀北町民が思うような条例の運用をしていただきたいと思いますんで、町長どうでしょうか、最後に。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この水道水源保護審議会自体はですね、紀北町民の命の水を守るという観点から、審査いたしますので、審議会の皆様には、公平・公正な立場でですね、しっかりと審議していただく、その一点でございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それでは、私のこれで12月議会の質問を終わらせていただきます。

玉津充議長

席を立たないでください。

これで、8番 入江康仁君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問は、全て終了しました。

玉津充議長

お諮りします。

12月15日は、本会議として一般質問の日程となっておりますが、通告のあった質問は、本日全て終了したことにより、12月15日は休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、12月15日は休会とすることに決定しました。

玉津充議長

本日は、これで散会します。

(午後 1時 26分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 3 月 2 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 平野隆久